

今月の経理情報

2004年6月

今回のテーマ： 給与所得と事業所得の源泉所得税と消費税の取扱い

1 給与所得と事業所得の差異

給与所得

雇用契約またはこれに準ずる契約等に基づき、雇用主の指揮命令に服して提供した役務の対価

事業所得

自己の判断や役務提供にかかる危険負担・費用負担に基づく仕事の完成に対する対価

2 実務上の判定方法

実務上は、下記の内容を総合的に考慮して給与所得か事業所得かを判断します。

	給与所得	事業所得
契約の内容が他人の代替を受け入れるかどうか	YES	NO
個々の作業について指揮監督を受けるかどうか	YES	NO
引渡しの終わっていない完成品が不可抗力により滅失した場合において、その者が報酬の請求をすることができるかどうか（危険負担）	YES	NO
材料が提供されているかどうか（費用負担）	YES	NO
作業用具が提供されているかどうか（費用負担）	YES	NO

3 源泉所得税の取扱い

給与所得

年俸制・出来高制であるかどうかにかかわらず、源泉徴収が必要です。

事業所得

所得税法第204条に規定される報酬・料金等に該当する場合には、源泉徴収が必要です。

4 消費税の取扱い

給与所得

所得者は、消費税の納税義務者にはならず、支払者にとっても課税仕入に該当しません。

事業所得

所得者は、消費税の納税義務者となり、支払者は課税仕入とすることができます。

お見逃しなく

- 給与所得に該当する場合には、上記のほか、雇用者側で労働保険料や社会保険料の負担が必要になります。消費税の課税の要否も含め、慎重に区分する必要があります。
- 給与所得と事業所得の判定に困難を伴うものとして、外交員報酬が挙げられます。この場合には、旅費その他の費用の負担状況および役務の提供についての指揮命令の状況等を総合して判定します。